

関西労災職業病 11月号

(通巻第169号)

関西労働者安全センター 1988.11.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



◆目次◆

●労基法・労災法全面改悪阻止闘争	2
●「中間報告」の息の根をとめよう	2
●11・16決起集会(大阪)に450人が結集	5
●西村京大助教授(労基研)と公開討論会	7
●11・16集会から	10
●アスベスト対策大阪ネットワーク	12
●前線から(ニュース)	15
●針灸訴訟を支援する会総会	21
●和歌山県古座川でフィールド合宿	22
●第3回地域安全(労災職業病)センター全国交流会	23
●こんなときどうする④	26

勞基法第88條削除・勞災法全面改進阻止鬱爭

「中間選手」の相手がいる！

この間、労基法第八章削除・労災保険法全面改悪に反対する運動が全国的に燃え広がり、労働省は「次期通常国会に法案を提出」との方針を断念せざるを得ない情勢に立ち到つた。

改悪阻止に

10
・22 集△云參加者

十月二二日に、総評と労災職業病

被災者対策全国連絡会議主催のシンポジウム「二二二二のハラダ賞

が、総評会館で開かれ、全国から改

藤原労災保険審議会委員（炭労）などが出席し、まず飯田氏からこの間の経過の報告、藤原氏からは、十四日労災保険基本問題懇談会で、労働側全委員の一致する意見として

て、総評が今回の全面改悪に対する反対運動を全国的に推進する最初の取り組みとなつたものである。

生活補償から損害賠償のシステムに転換するもの」と、全面的な労基研「中間報告」批判を展開した。

その後行われた討論では、「当面する行動として具体的なものが示されていないがどうするのか」「被災者団体では労働省前ハンストもやるつもりで頑張っている、座して死を待つよりも闘いを選ぶ」など熱気につつもりで頑張っている、座して死を

満ちた意見が続出した。百人席の会場には開始時間の午後一時にはすでに参加者があふれ、入り切れない人まで出るなど、この間の急速な運動の高まりが印象付けられたシンポであった。

また、十月二十五日には総評弁護団主催の討論集会が開催され、弁護士、学者、労組が参加し、労基法研究会のメンバーとの討論会を行うなどの働きかけをすること、審議会に対し関係者からのヒアリングの実施を要請することなど当面の行動を決めた。

労働省が次期通常帝国へ云提出を断念

一方、問題の労災保険基本問題懇談会は、十一月一日に開かた。その中で、労働側委員は全員が「中間報告」に基づく法改悪に反対である旨

を表明し、この席で労働省は「次期通常国会に法案を提出、六五年度からの施行をめざす方針」という従来の発言を撤回した。さらに、進め方として、「当面、関係諸団体からヒアリングを行い、これをまとめて懇談会に提出する。どういう団体からヒアリングを行うかについては労使で推薦してほしい。」と提案して受け入れられた。

したがつて、今後はヒアリング団体の選定、ヒアリングというスケジュールが進められることになり、労働省が再三にわたって言明していた「次期国会（十二月開会）法案提出」は実質上不可能となり、法案要綱案が直ちに審議会入りするという緊迫した情勢は避けられることになつた。

さらに、十月四日の労災保険基本懇以降、使用者側委員から、「基本懇で議論しているのに労働省が独自で文書回答（九月二八日ヒアリング）するとはけしからん」「あくまでも

「反対運動の力に動搖する」労働省方針

この間の審議会や社会党労働省ヒアリングのやりとりの中で、労働省は方針を何度も切り換えている。当初、八月二六日に総評労職対に行った労働省の説明では、「中間報告の内容はセットになつてているもので一部分だけを取り上げて法案化することは考えられない（岡山労災管理課長）」としていたのを、九月二八日の社会党ヒアリングでは「労使がある程度コンセンサスができた項目から法案化していきたい（若林審議官）」と変更した。

中間報告はセットであり、一部分の項目だけ法案化はダメ」という趣旨の意見が出されており、それを受けた形で、十月十八日の社会党第二回ヒアリングでは、「できるだけ早くということであって、どの国会ということではない（岡山労災管理課長）」とした。また、十一月八日に行われた労災職業病被災労働者対策全国連が行つた労働省交渉の席上で、労働省側回答では「基本懇で検討中のため、あれこれ意見を述べる位置にはいられない」とし、前日七日に日経新聞が「九〇年施行の労働省方針」と書いた記事については「そんなことは言つていない」とした。

交わらぬ

「中間報告」

あくまで実現

短期決戦型から 長期戦体制の 運動を作ろう

このことから、使用者側としては、これまでの日経連、関経協の要望書

の線に全面的に沿つて作成される「中間報告」の中身を、なし崩しにされることを嫌い、あくまで労基法からの個別使用者責任規定削除と労災法の全面的な改悪を実現することに執念を燃やしていることを考えねばならない。そして労働省は、時期は多少遅れようとも、あくまで「中間報告」の内容にしたがつた改悪へのはずを進めていくと考えねばならない。

実際、これまでにも一九八〇年の労災保険法改悪（民事損害賠償と労災保険の調整規定の導入）の際、労働省は一年間ヒアリング等を行つた上、審議会の労働側委員の反対を押し切る形で法案を作成し、国会に提出、成立させている。

したがつて、今後の改悪阻止の闘いは、これまでの緊迫した事態の打開という運動の方法から、あらためて運動の陣型を整えて、しかも依然として氣を緩めることのない闘いへと発展させなければならない。また、「中間報告路線」とも言うべき改悪論点について個別的にも全体的にも批判し尽くし、全労働者の課題として運動を拡げる必要があらう。

具体的には、労基研メンバーへの働きかけはもとより、現在実質的に

機能している都道府県ごとの地方労災医員制度に係わる具体的な事例の取り組み、個別企業責任追及の闘い、上積み補償の要求、被災労働者の職場復帰をめぐる様々な取り組みなど

を含んだ「中間報告路線」にグウの根も言わせない運動を進める必要がある。そして、それを保障する土台として、この間、各職場で急速に進められてきた職場ごとの学習会など

の取り組みをさらに広めたい。
労基法・労災保険法全面改悪に対する闘いは、いま勢いよく発火したが、燃え広がるのはこれからである。

11・16決起集会に四五〇人が結集

——大阪府下各労基署へ改悪反対要請行動も

大阪での運動が急速に広まっている。総評大阪地評は、九月二二日の大会での改悪反対決議をふまえて、十月十八日には大阪労働基準局へ申入れ、さらに団体署名活動を取り組んだ。さらに、宣伝車による街頭宣伝（十一月八・十一日）を含む組織内外の宣伝活動を行った。また、学

習会も、各単産、単組、地域を問わず様々に開かれ、センターに寄せられただけでもこの十・十一月に開かれた学習会の数は二〇を越えるまでに到った。

そうした運動の広がりの中で、十一月十六日に総評大阪地評は「労基法第八章削除・労災保険法全面改悪反対決起集会」を開いた。集会会場は午後六時の開始時間に全ての席が埋まり、最終的には四五〇人の労働者、被災者が参加した。

集会は、下市地評副議長の主催者挨拶のあと、阿部労職対事務局長が経過を報告し、十一月末の中央行動への結集など方針提起を行った。その後アピールとして、泉州労連被災

労働者の会の山下氏が自身の長期療養の経験から改悪がいかに被災労働者を切り捨てるものかを訴えた（後掲）。さらに、松浦医師からは労災医療に携わってきた立場、地評弁護団の北本弁護士からは法律家の立場からそれぞれ報告がなされた。続いて、自治労大阪府本荒木執行委員、全港湾関西地本華川副委員長、全林野大阪地本金銅書記次長の各氏から単産決意表明が行われた。また、会場からは、関西労働者安全センターから労基研メンバーの西村助教授と

の公開討論会の報告がなされ、針灸裁判原告の鈴木さんが裁判の報告と併せて一年半打ち切りの不当性を訴えた。

その後、集会決議を満場一致で採択し、今後の運動の強力な推進を決め、あふれる熱気のうちに集会は終了した。

「中間報告」では 大変なことにな る・・・大阪の各労基署

大阪地評は、集会の開催などと並行して、府下十四の労働基準監督署への要請行動を展開している。十一月十六日段階で、すでに八労基署について管轄の地区評、地協が申入れを行った。申入れの席での労基署側の見解、対応をここにいくつか紹介しておく。

◇大阪西労基署

これは案だから審議会などを経て

各労基署の次長、労災課長がい

れも対応しているが、「中間報告」

の内容が現場の担当者として実態に

さらに変わった内容のものになってきてくるのではないかと思う。一年半で障害補償といつても、法案化されるときには現行のまま一時金ということにはならないのではないか。もしそうであれば大変なことだ。

◇天王寺労基署

労基法・労災保険法の趣旨は被災者保護、職場復帰促進。申入れの趣旨は充分認識、上局に上げる。一年半以上休業の該当者は管内では百人程度。

◇阿倍野労基署

十一月一八、二九日には中央行動として、総評本部主催の討論集会、決起集会および労働省が東京で開催され、大阪総評は団体署名を提出した。これらの報告については次号でくわしく報告したい。



そぐわず、大変な矛盾をきたすことの一様に認識している。各署ともその立場から上局に上げることを約束している。今後も各地域組織で労基署への要請行動が続けられていく。

西村健一郎京大助教授（労基研）との公開討論会

——被災労働者の実態を知らない「中間報告」作成者

労基法・労災法大改悪の「原案」である、労働基準法研究会（災害補償部会）の「中間報告」。これを 작성したのは、七名の大学教官と一名の弁護士だ。

そもそも「中間報告」の内容は、一言で言えば、殆どが、日経連（八四年労働大臣宛要望書）や関経協（七三年提言）そのものである。

「中間報告」は学者の英知を結集したものにはほど遠く、そのものあるものはその下地は、使用者とその意を受けた労働省の合作に違いない。そのシナリオ通りの絵を書いたのが七名の先生だといえる。

今の情勢の中で、『中間報告路線』

を粉碎し、その息の根を止めていく取り組みの一つとして、この報告を（無責任にも、また犯罪的にも）

「書いた」学者に対する追及が必要だと考え、関西労働者安全センター

では、このうち西村健一郎京大助教授に対しても、関西労災職業病研究会、京都の洛南労働組合連絡会議とともに、十月十七日、西村助教授に直接

面会し、抗議の申入れを行うとともに、「中間報告」に関する京大学内での公開討論会に応じるよう要求した。この要請には、関心の深い学生たちも参加した。

日経連要望書と「中間報告」がなぜか奇妙な一致？！

— 第八章削除問題

私は、この「中間報告」作成に関与し、責任もある。批判も自由だ。」とする西村氏に対して、「現

実の実態をもつと良く知るべきだ。」

と一時間半にわたって話し合った結果、西村氏は、討論会出席を承諾し、第一回目は十月二七日四時から京都大学教養部教室において開催されることになった。

また、十七日は、西島安則京大総長に対しても、大学教官の名において、あまりにも反労働者的性格の「中間報告」作成に関与した西村氏の問題は、京都大学として問題ではないかとの趣旨の申入れを行った。

十月二七日、公開討論会には、大阪、兵庫、京都の労働組合、被災者など六〇名が参加、京大生、教官も多数参加し、会場は、一五〇名以上の参加者で、会場の外まで廊下で討論に聞き入る人であふれた。

この日話が集中したのは、労基法

第八章削除の問題。

「第八章は、労基法第一条の労働条件努力向上義務とあいまつて、使用者責任追及の根拠になってきた。それを労働基準法から削除することは大問題だ。」「第八章削除は労働基準法解体路線であり、資本、行政の意に沿うものだ。」との指摘がたくさん参加者から西村氏に浴びせられた。

これに対し、「（労災法が）全面適用になると、第八章は役割を終えるだろう」と言っているだけ。「（そういう言われても）最低条件の上積みとか、あるいは安全衛生の問題でそれが（第八章）がなかつたら大きな障害になるというようなことは・・・」と質問に正面から答えなかつたり、よくわからないと述べる状態で、またそれが批判を呼んだ。

「経営者団体は、第八章削除を十一年以上前から、言い続けている。それと、先生方の言うことと同じであ

るということをどう思うか」との質問には、「日経連がそういうことをなくせというのは、ほとんど意味がないですね」と答え、自分たちが経営者側と同じことを、違う言い回しで言っていることを隠そともしないことに怒りの声が上がった。

被災者の実態把握不十分 さらに検討する必要確認

— 一年半打ち切り問題 —

第一回目は、十一月四日に行われた。この日は、休業補償一年半打ち切りが如何に被災者の実態を無視し、生活を破壊するものかについて、主に討論された。

出席者からは、実際に労災職業病に苦しむ被災者の発言が相次ぎ、「中間報告」が提言している「一年半で休業補償から障害補償に移行する、以後は障害に応じた補償を行う」とする基本的考え方があつたく間

違つてゐる点が指摘された。

それは「労災からは労働能力の喪失分の補償をする、残された労働能力で働いてあとの分稼げばいい」という「中間報告」の基本認識の誤りに集中した。

「被災労働者の現実に則した検討をしたのか」との質問に「研究会では制度的検討を行つただけ」と答えたため激しい抗議の声が起つた。

あちこちから、厳しい被災者の実態が突きつけられ、西村氏は、一年半打ち切り問題について、その考え方の不十分性を認めざるを得ず、『今回の中間報告に関連して、休業補償から障害補償への移行した後の療養中の労働者の生活、雇用をどう保障していくのかについては、検討が不十分であつたと思われる』ので、被災者の生活実態を踏まえ、又、障害補償への移行後の障害認定の問題などを含めて、さらに検討する必要があると思われ、この問題はなお慎

重に取り扱われるべきである。その点について、労働省及び労基研（災害補償部会）にすみやかに提起する。』と、「中間報告」が、被災者の実態を無視し、その背骨の部分で誤っていることを認める確認を行つた。

被災労働者の通院・療養

雇用・所得の補償は

労災保険の basic 理念

第三回目は、十一月十五日に行われた。前回の確認をもとに、「百歩譲つて障害補償へ移行したとして、その後、療養や雇用・所得を保障・補償すること、たとえば、使用者に強制するような罰則つきの法的措置も含めて必要ではないか。そのことは「中間報告」には一言もない。これを研究会で提起するのがすじだ」という至極当然の指摘が行われた。

これに対し、西村氏の不誠実な態

度に批判が続出。「被災労働者に對

して、十分な補償を行い、職場復帰まで面倒を見る第一義的責任は使用者にあること。障害補償に移行したとしても、その被災労働者の通院、

療養、雇用、所得を補償していかねばならないと考える。これは、労災補償の basic 理念である。」ことは認めめたが、研究会での意見表明を約束することを拒否した点は大きな問題を残した。

さらに、労災専門医委員会につい

て議論が進み、局医制度への批判が出されると、「保険制度なので止むを得ない」と相変わらず現場の実情とかけはなれた発言をおこなった。そこで、現場で労災医療に携わる臨床医との話し合いを提案し、十二月六日に、これが行われることになつた。第四回討論会は、これを受けて行われる予定になつてゐる。

現実を無視した学問の
無責任さ

ますます批判広がる

討論会では、参加した京大教官からも「現実を無視した学問など、無責任であり、学問といえない」と追及されるなど批判は広がりをみせており、今後、継続される討論会のゆくえが注目される。



《11・16集会から①》山下克己氏へ泉州労連被災労働者の会の山下と言います。

職場は、泉佐野市にある不二家菓子工場です。その下請け労働者として、菓子やパンの運搬作業をしています。わたしは、腰痛の職業病にかかりて、すでに十年になります。

今回、労働省が打ち出してきた労基法・労災保険法改悪に対し心から憤りを感じ、被災者のひとりとして絶対阻止しなければならないと思っています。

私が労働災害にかかったのは、今からちょうど十年前の一九七八年（昭和五三年）十一月のことでした。

それまで、病気らしい病気をしたことがなかった私は、その日もトランクに不二家の菓子をのせて、奈良の店まで運んでいました。そして、奈良の店の前でお菓子の入ったコンテナをトラックから降ろそうと抱えた瞬間、腰に激痛がはしり、その場にうずくまってしまいました。その痛みは言葉では言いつくせません。それでも私は、数日間休むだけで、仕事に出ました。もちろん毎日、医者にもかよいました。

ところが、数カ月後、私は腰の激しい痛みのために、立つことも座ることも、眠ることもできなくなり、近くの公立病院に入院しました。そして、腰椎椎間板ヘルニアの手術を受けました。

受けました。その後、約八ヶ月間入院した私は、退院した後もかかさず

病院にかよいました。しかし、歩くのも足をひきずりながらやっと歩ける程度で、痛みが腰から足の先まで

はしり、眠れない毎日が続きました。

家では、私が仕事に行けないので、いさかいが絶えませんでした。本当に自分の体はもとの体にもどるのか、不安にさいなまれ、絶望的になつたのは一度や二度ではありませんでした。これは、多かれ少なかれ、労災被災者が共通して体験することです。

今回の労災補償制度の改悪では休業補償を一律一年半で打ち切るとしています。

わたしの場合は、災害にあって三

年半後の一九八二年（昭和五七年）に、岸和田労基署が主治医に対して労災の打ち切りを強くせまってきました。わたしも主治医も「治つても治つないので打ち切るのか」と言っていません。

打ち切りに反対しました。そこで、監督署はしぶしぶひきさがりました。

しかし、第一回目の打ち切りはとめたものの、その一年後の春、二回目の強引な労災打ち切りの話が監督署からありました。一九八三年（昭和五八年）のことでした。このときは、さすがの主治医も打ち切りに同意してしまいました。わたしは、目の前がまづくらになりました。労災

補償が打ち切られると収入の道がたたれればかりか、治療費も出ず、痛みをかかえた体を治すこともできません。そして、一生障害をもつたまま生きていかざるをえないのです。

被災後五年半目に労災を打ち切られたとき、わたしの家族は、妻と小学校六年生の長女、二年生の長男、一年生の次女、そして老いた父母の七人でした。労災打ち切りとは、被災者だけでなく、その家族も路頭にまよわるものです。労災を打ち切られ、わたしに残された道は、生活保護だけとなりました。正直いって一家心中も考えました。

みなさん。労災被災者は、会社のもうけを生む企業活動のなかで犠牲になった被害者です。その被害者と家族を生きていけなくさせる監督署、労働省、政府の政策と、今回の労災補償制度の全面的な改悪を、わたしたち被災労働者は、許すわけにはいきません。

さいわい、わたしの場合は、不二家の下請けの恩地労組とその上部団体の泉州労連が、打ち切り撤回闘争を組織してくれました。打ち切りを認めた医者を説得して誤りを認めさせ、泉州労連指定医療機関である玉川診療所に転医し、連日、岸和田労基署と交渉してくれました。そして、前例のない労災打ち切り後の撤回、

（昭和五三年）十一月のことでした。

これまで、病気らしい病気をしたことがなかった私は、その日もトランクに不二家の菓子をのせて、奈良の店まで運んでいました。そして、奈良の店の前でお菓子の入ったコンテナをトラックから降ろそうと抱えた瞬間、腰に激痛がはしり、その場にうずくまってしまいました。その痛みは言葉では言いつくせません。それでも私は、数日間休むだけで、仕事に出ました。もちろん毎日、医者にもかよいました。

ところが、数カ月後、私は腰の激しい痛みのために、立つことも座ることも、眠ることもできなくなり、近くの公立病院に入院しました。そして、腰椎椎間板ヘルニアの手術を受けました。

労災継続をかちとったのです。

それから、こんにちまで五年半の歳月が流れました。立つことも、歩くこともできなかつたわたしは、職場や泉州労連のなまの応援で、被災から六年目に職場復帰をかちとり、十年目のいま、ほぼ完全に近い仕事ができるようになりました。

監督署は、泉州労連の行動をおそれてか、十年たつた今も休業補償、その他のいっさいの補償を支払い続けています。経営者も、労災保険で不足するものはいっさい、針灸の治療費も上積補償しています。

11・16集会から②)集会全文決議文

法定労災補償制度は、労災被災者の人たるに値する生活補償（治療、解雇制限、職場復帰、所得補償）を使用者に強制し、労働者に権利づけられる制度であり、憲法の保障する生存権の不可欠の構成部分である。これはまた、無数の労災被災者の犠牲の上に、労働者が不屈に闘つて歴史的にかち取ってきた成果である。

労働省が労災補償制度改定の「参考資料」として提示した労基研報告は、休業補償の一ヶ月半打ち切り、年齢スライド制導入、他の社会保険および民事損害賠償との完全調整、専門医委員会設置など、労災給付の全面的切下げと被災者の切り捨て、労災闘争の圧殺を一挙に強行するば

わたしには、たたかう労働組合がありました。しかし、みなさん。わ

たしと同じ公立病院に同じ労災で、いっしょに入院していた未組織のかまは、労災をすでに打ち切られ、職場は解雇され、生活保護をうけていまだ病院にかよっています。こんなことがあってよいのでしょうか。こん

悪は、労働災害にあつたり職業病にかかるたすべての労働者を、この未組織の仲間のようにさせる以外のなものではありません。みなさん。資本主義社会で生きて

いる限り、いつ、だれが、どこで労働災害、職業病でくわすかもしません。そういう意味で、今回の労

災補償制度の全面的な改悪は、すべての労働者自身の問題です。

わたしたち被災労働者は、今回の全面改悪に対し、体をはつてでも絶対阻止しなければならないと思っています。

今回の労基研中間報告撤回とともにたたかうことをお約束し、泉州労連被災労働者の会を代表してのアピールといたします。

どうも、ありがとうございました。

改悪を強行せんとするることは明白である。

労基研報告以来われわれは全力をあげて反対運動を組織し、労働省にも一定の影響を与えるまでひろげてきただが、まだ改悪の意図を粉碎し、断念させるまでにはいたっていない。来年は対決の年である。われわれは、これまでの運動を繼續し、いっそう発展させて、政府、財界の労災補償改悪の息の根を止め、闘い抜く決意である。

以上決議する。

一九八八年十一月十六日

アスベスト対策大阪ネットワーク



公共施設の実態把握を

東大阪

測定結果出る

に問い合わせを行っている。撤去改修に対する統一した見解を府が確立する必要がある。

夏休みの学校施設の吹付けアスベスト撤去改修工事がヤマを越え、アスベスト対策大阪ネットワークは学

校以外の公共施設の実態をつかむことを主眼において活動した。まず、社会党各級議員の協力をえて自治体別のアンケートを実施した。現在のところ、守口市についての調査が送られてきている。夏の学校施設の調査の際には、守口市はとうだ幼稚園だけが発表されていたが、今回の回答で学校施設五校、公共一〇施設に吹付けアスベストが使用されていることが分かった。

このように、今後われわれの把握していない実態が明らかになってく

ると思われる。アンケートは十一月末をメドに社会党府本部が集約する予定。

これとは別に、大阪府がどのようなアスベスト対策を構じるのか知るための問い合わせも行った。府が発表した施設名は表の通り。

大阪府は独自のマニュアルを作成するとの意向のようであるが、これまでの工事を見るかぎり、どの工法を選択するかについて定まった見解を持つていらないよう思われる。例えば表の一八から二二の福祉施設は、撤去工事には厚生省からの補助金が下りるので撤去を選択したこと。

であるし、それ以外は封じ込めの上

りかなり高い数値となっていた。

1	泉北府民センター																							施設名
2	泉南府民センター																							場所
3	堺児童相談所																							剥離状態
4	修徳学院																							工事予定その他
5	泉南特別養護老人ホーム																							
6	養護老人ホームたかわし寮																							
7	谷町福祉センター																							
8	府立織維技術研究所																							
9	部落解放センター																							
10	部落解放研究教育センター																							
11	高倉台第1住宅1~5棟(泉北ニュータウン)																							
12	原山台3丁住宅3、4棟("																							
13	原山台4丁住宅 1棟("																							
14	赤坂台3丁住宅12、13、14棟("																							
15	今福 南住宅7、8棟																							
16	柏原河原住宅1~4棟																							
17	泉大津要池住宅 4、6~9棟																							
18	あゆみ園(市立)																							
19	道祖本保育園(市立)																							
20	豊島保育園(市立)																							
21	日吉台保育園(私立)																							
22	くずは光の子保育園																							
	遊戯室など	全面的	機械室	倉庫	機械室	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	剝離	剝離	剝離	四八m ²	剝離	八八m ²	同上	同上	同上															
	剝離	剝離	剝離	二七四m ²	剝離	七五二m ²	同上	同上	同上															
	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	剝離四五五六	
	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²	安定一七五m ²		
	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み	囲い込み工事済み		

北宮小学校で測定を行ったヤヨイ
化学工業は、施行中の測定値が一箇
所で一四〇/ $\text{f} \ell$ になつた他は、五箇
所の濃度が一〇/ $\text{f} \ell$ になっている。
また、施行後の測定では六箇所すべ
て一・〇/ $f \ell$ になっている。会社側
の補足説明では、この一・〇という

数字は一・〇以下という意味に理解
してもらいたい、とのことであつた
が、他の測定機関の数値は一・四な
り〇・五なりの数値を出しており、
この測定が妥当なものであつたか、
東大阪では、この冬休みにも学校
な検討が必要である。

施設での撤去改修工事が予定されて
いる。「働くものに健康を! 東大阪
連絡会」は一二月五日に市との交渉
を持つことにしており、その場で学
校アスベストの工事方法を始めとし
て民間施設対策などについて、東大
阪市に迫っていくことになる。

國際 災害 発行

企業の災害補償責任をなくし、被災労働者の生活を破壊する

労基法・労災保険法の全面改悪を阻止しよう!

労働省がこの八月五日に公表した「労基研（災害補償関係）の中間的な研究内容について」は、法
制定後最大の抜本改悪案。これをコンパクトに判りやすく解説批判した恰好の学習会用テキスト。

- ①使用者は大喜び、個別使用者の補償責任が消える、災害補償の最低限規定が消える
- ②全国三万人以上の患者打ち切り！
- ③主治医が何と言おうと業務外だ、打切りだ、文句あるか
- ④屁理屈で、保険料上げずに給付を減らせ、労災年金保険、両方もらってなぜ悪い、それでも苦しい被災労働者の生活
- ⑤労災保険と社会の切り札、民事賠償との全面調整

B5版、12ページ。発行「労基法・労災法改悪阻止連絡会議」。価格一百円（十冊以上送料当方負担）
(五十冊以上一冊七〇円)

前線から

南大阪

障害認定審査請求

問題の根本は局医

全港湾西成

性頸部症候群、腰痛などで
労災治療中に打ち切られ、
頸椎の神経症状九級、難聴
十一級の合わせて八級に障
害認定されたが、これを不
服として兵庫労災審査官に
審査請求している。今は、
労働不能である。

審査が煮詰まってきた段
階で組合・センターに相談
があり、調査したところ、
足場鉄パイプ
が倒れてきて
後頭部から直
撃を受けたこ
とによる外傷

実態であった。そのため審
査官に精査を申入れ、本人
の聽取などが行われる一方、
これまでの三人の主治医の
意見書を提出した。いずれ
も、障害等級が不十分であ
ることを示すものであった。

審査官は、また局医受診
を求めてきたが、すでに
署段階から、局医見解には
「被害」を受け、大きな不

受診した。しかし、この約
束を反古にしていたことが
判明。十月十六日、審査官

く」を条件に
医に意見をき
く」を条件に

にいることは明らかであり、
今後、今回の問題の大きな
ポイントとなっている局医
の見解を明らかにさせてい
くことにしている。

信があること
から、最終的に「主治医見
解と異なるな
ら、再度主治
医に意見をき
く」を条件に
に局医意見書の公開と撤回
を申し入れたが、審査官は
これを不当にも拒否した。
問題の根本は、局医制度
にあることは明らかであり、
今後、今回の問題の大きな
ポイントとなっている局医
の見解を明らかにさせてい
くことにしている。

北 摂

やまと安衛生対策

現業対策の取りくみなど

豊能町職

自治労大阪府本部町村職
評議会では、都市部の単組
に遅れをとっている分野で
ある安全衛生対策に、この
に、各町村の安全衛生委員
会活動の活性化へ向けて、

今年の二月に行つた岬町職
での学校給食調理場の作業
実態調査の成果を足がかり
に、各町村の安全衛生委員

各職場点検、学習会などの取り組みを始めている。この二六日には豊能町職でも衛生委員会の職組側委員を中心とした学習会を行い、センターから西野が講師として参加した。

同町では今年七月によく町の衛生委員会が設置され運営を開始している。

しかし、職組として委員会をどう活用していくかなど、まだまだ明確な方針を持つまでには至っておらず、この学習会では、主に、職場の安全衛生に関する基本的災害・職業病に対する対策例などを学習した。

職場点検、健康管理対策など、今後の同職組の活動が期待される。

自治労大阪

大阪 増曲がり・健診がはじまる

自治労大阪府本部は給食調理員の指曲り症に対する取り組みを開始している。

これは、自治労本部の方針に基づくもので、岡山県美作町における公務災害申請を皮切りに全国的に一斉認定闘争に取り組もうとするもので、大阪府でも、傘下

をきたしている約九〇名をピックアップして、検診を実施することになり、第一回目を十月三〇日において行なった。

玉川診療所、岡山大学衛生学教室甲田医師で構成されている。二回目を十一月十

九日、三回目を十一月二六日に予定している。検診を受けた多くの労働者が指曲〇のなかで、指が1ヶ所以上曲がっている有所見者が約四〇〇名。そのうち、指の変形が2ヶ所以上で、かつ痛みがあつて仕事に支障

なので、今のところ何名が申請するかは確定していない。しかし、今回の取り組みによって、今まで隠れた職業病としてあつた指曲り症の実態が明らかになりつつあり、今後、認定闘争とともに、職場改善にどう結びつけて行くのかが、大きな課題になってきている。

また、検診者は、頸肩腕障害、腰痛に被災しているケースも多く、そうした疾患も含め取り組んで行く必要があると思われる。

単組にアンケート調査票を配付、回収された約二九〇〇のなかで、指が1ヶ所以上曲がっている有所見者が約四〇〇名。そのうち、指の変形が2ヶ所以上で、か

い検討を行ない、公務災害申請に取り組んで行く予定

建設現場作業員の労災

松本製作 難聴裁判

大阪 給与は一人分 補償は一人分??

東 / シ よ 大詰め、原告有利

浄化槽内のパイプ取付け工事を行なう作業員として働いていたKさんは、昨年五月末の作業中に転落し、両足骨折の重大災害を受けた。その後療養の結果、今年の夏に障害認定を受けている。しかしながら、Kさんの事故発生前の給与は、Kさん以外の架空の作業員の名義と併せて二人分の名前で支払われていることから、休業補償、障害補償の基礎となつたのは、その一方からだけというおかしなことになってしまった。

Kさんは、損害賠償請求の準備を進めている。

さらに、災害の発生原因は、約三・五メートルの位置にあるにも関わらず、足場の上に約4メートルの足場用板を橋渡ししただけという状態の作業場所での作業を命じられ、作業中にその板が真ん中から折れ転落したというものである。したがって、Kさん自身には全く過失もなく、直接の雇用主であるN興業所および元請であるS建設の責任が問われるべきであろう。

十月三十日、大阪地裁において、全金松本製作所支部梅本組合員を原告とする難聴労災損害賠償裁判の弁論が開かれた。

前回、原告本に対する尋問が終るなど事実上ほぼすべての証拠調べが終了し、この日は、最終準備書面の提出期日を決めることも予想されたが、双方の主張に反面、それに反証を加えようとした会社側が、無理にそうした作業をほとんどしなかったかのように主張しがえって墓穴を掘つたという展開であったといえる。

また、会社の安全衛生配慮義務違反についても、耳栓

支給について、会社側主張

が決まる予定である。

がくるくる変わるなど原告

有利に展開してきた。

◇次回法廷◇

11月28日午前10時30分

大阪地裁 七一二号法廷

いよいよ次は、結審期日

対しても注意していたこと

部分に限っており、○君に

などを証言した。続いて、

反対尋問では、Sさんがか

つて勤めていた印刷工場で

もガソリンを使って掃除す

るのは普通であり、ガソリ

ンを使えば掃除作業も楽で

あること、○君が掃除にガ

ソリンを使うのを特にとが

めたりしていないこと、そ

して印刷機から一メートルの位置に石油ストーブ

の状況と、問題のガソリン

の取り扱いについてどのよ

うな配慮を行っていたかに

ついて証言した。

進行スピードをゆるめると

いう判断をし、次回法廷は

来年一月二〇日ということ

になった。この判断は被災

者の救済、証拠の保全とい

う観点からかなり疑問の残

るものであり、裁判進行へ

の今後取組を進めていく必

要がある。

十一月二日午後一時から

大阪地裁八〇六号法廷で、

東地域合同労組の○君火傷

労災訴訟の法廷が開かれ、

被告会社側申請のSさんの

証人調べが行われた。

Sさんは、○君と共に印

刷作業を行っていた、言わ

ば上司にあたる人物で、災

害発生時の第一発見者であ

る。この日、主に被災当時

どの習慣もなかたことな

どを証言した。

この日、会社側は社長を

関西労働者安全センター事務局

大阪中央

○君火傷労災訴訟 ストーブの火は いつもついでいた！？

会社側上級証団

大坂地裁八〇六号法廷で、
東地域合同労組の○君火傷
労災訴訟の法廷が開かれ、
被告会社側申請のSさんの
証人調べが行われた。

Sさんは、○君と共に印
刷作業を行っていた、言わ
ば上司にあたる人物で、災
害発生時の第一発見者であ
る。この日、主に被災当時

◇読者の皆様へお知らせ◇

例年通り、次号12月号は休刊とさせていただき
来年1月号を新年合併号として発行します。

どうか来年もよろしくお付き合い下さい。

関西労働者安全センター事務局

出稼ぎ労災柴田裁判

大阪 柴田ハシケ事件

大阪中央

財産保全

UNIONひこう

ハナハ指切断ハ火

出稼ぎの道路工事作業中に脳卒中を発症し、業務上災害として大阪地裁で勝利判決をかち取った柴田訴訟控訴審の第二回法廷が、大阪高裁一〇〇七号法廷で開かれた。

この日は、被控訴人である柴田さんの側からの準備書面の提出された。書面で

は、前回控訴人の国・労基署側が出した、柴田氏はもともと重い高血圧症であつたという主張や、出稼ぎ労働の実態は大したものではないという主張に対する反

論が述べられている。特に、判決が示した出稼ぎ労働者の生活実態は厳しい状態に置かれているという認識に対しても、何ら根拠もなく「心情的」なものと決めつけた前回の国側の主張に対しても、地裁段階で立証してきた内容の正当性を主張したものになっている。

今後、国側は医師の意見書を作成し、次回法廷に提出するとしている。次回は来年二月二八日の午前十時から同法廷で開かれる。

プレスにはさんで拇指切断事故にあったNさんが会社を相手取って起こした損害賠償請求で、十月四日裁判所は、財産保全の差押えを行った。差押えたのは社長宅と工場の動産。その際Nさん側として三名が同行して、機械を組立てる作業を行った。

NさんはNさんが使っていた目的はNさんが使っていた。それが今回の事故たどうかを確認すること。Nさん側として三名が同行して、機械を組立てる作業を行った。機械があり、それには安全装置がなくNさんの使っていた機械についても同様と類推することは可能。機械についての十分な説明も受けた。それが今回の事故の原因となっているのは明らか。今後は裁判で、使用者としての安全配慮義務を怠った点を立証していくこととなる。

九・十月の新聞記事から

- 九・一 ビル新築工事現場で、作業員七人が乗った工具用仮設エレベーターが上昇中に突然二二級下に落下、三人死亡、四人が重傷（大阪）
- 九・二 動燃東海事業所の再処理工場で、部品の搬入作業をしていた作業員七人が放射能に汚染され、うち三人が体内被曝（茨城）
- 九・三 編材加工工場で、中二階編材置き場の床が抜け、一階にいた従業員五人が下敷きになり、一人が死亡（豊中）
- 九・四 研究所の作業室で、窒素ガスがもれ、一人死亡三人が入院（名古屋）
- 九・一九 中部電力浜岡原発一号機の原子炉格納容器内で放射能汚染水漏れ事故
- 九・二九 倉庫解体現場で、作業員一人が高さ約十㍍の鉄骨から転落、死亡（門真）
- 九・三〇 日本で四番目の公害病に指定されている「土呂久公害訴訟」の控訴審判決で、福岡高裁官崎支部は一審同様、住友金属鉱山の賠償責任を認めた
- 十・一二 三菱南大夕張炭鉱で、作業員一人が機械と鉄柱にはさまれ、死亡（夕張）
- 十・一三 スキー場のレストラン建設地で、資材運搬をしていたヘリコプターが墜落し、二人が重軽傷（島根）
- 十・一四 工場建設現場で鉄骨組み立て中、クレーンの先端が高圧電線に触れ、鉄骨をつかんだ作業員二人が感電して転落、死亡（寝屋川）
- 十・二三 今年二月、勤務中に急性心不全で死亡したタクシー運転手に、労災認定（大分）
- 十・二四 作業員をのせて工事現場に行く途中のトラックが横転し、三人が死亡、一人重体（北海道）
- 十・二七 ビル清掃会社員が出勤途中、横断歩道上で車にはねられ即死（大阪）
- 十・三〇 水道管埋設工事現場で、作業員一人が土砂に埋まり、死亡（八尾）

証人調べ開始を前に 針灸訴訟を支援する会 総会開かれる

十月十一日、針灸訴訟を支援する会の第二回総会が、大阪府立労働センターにおいて開催された。東南地域労災職業病交流会など総評東南地区評議会、関係労働組合、安全センターなど支援する会員を中心に、百名を越える参加があった。

まず、原告鈴木真規子さんの所属する大阪地域合同労組竹田保委員長が主催者挨拶、東南地区評議会長、全港湾大阪支部華川支部長が支援強化と緊急の課題である労基法労災保険法改悪を阻止しようと呼びかけた後、弁護団の大沢先生から裁判報告があり、「神奈川で行われている針灸訴訟に出てきた、林証人は（元労働省補償課長）針灸治療を制限した三七五通達の根拠をきわめて曖昧な形でしかのべていない。大阪

では、その証言調書を出してきてだけ。今後は、三七五通達のいう、一年間の期限つき針灸治療が医学的に妥当かどうかの本格的な立証段階。

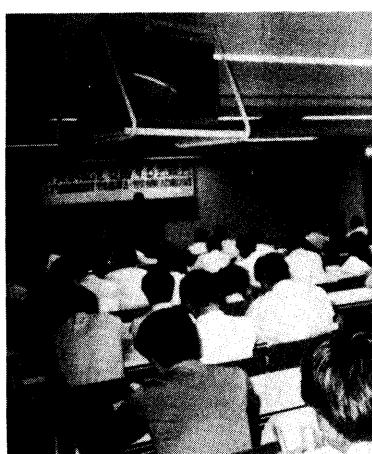
裁判所へ圧力をかける意味でもできるだけ多くの支援をお願いしたい」と述べられた。

事務局から、支援する会結成から今日までの活動報告と会計報告が行なわれた。

針灸訴訟法廷
十一月二八日午後一時～三時
大阪地裁八〇九号法廷
証人 松浦良和医師

の船は途中乗船大歓迎。どうか皆さんも乗船してください。わたしは最後までおりません。」と決意を述べた。

次回法廷には、きっと同じ船に乗った仲間があふれるだろうと確信できた総会だった。



振動病被災労働者の実態にふれる

和歌山古座川でフィールド合宿

十一月五日から七日の三日間、西

村助教授との公開討論会に取り組ん
できた学生が、振動病の実態に触れ
ようと、和歌山県古座川山勞に受入
れをお願いして、フィールド合宿を行
った。当初十名ほどを予定してい
た参加者が結局二名となり、かなり
こじんまりとした合宿となつた。

△△△

西村助教授と ベンジジン裁判

△△△

五日はまず、和歌山地区労の藤原
氏を尋ね、西村氏が労働省側の証人
として証言を行つたベンジジン労災
裁判について話を伺つた。この裁判
は、ベンジジンという染料を使用し
たために膀胱ガンなどに被災した労
働者と遺族らが、「時効」を理由に

補償請求を却下した労働保険審査会
の決定を不服として起こした訴訟。

一審の和歌山地裁判決は、原告の完
全勝訴を果たしたが、現在労働省側
が控訴し、高裁で争われている。西

村は一審で、労働省のいう「時効」
の根拠づけをする役割を果たした。
「西村さんは被災者・遺族に対し
て「法制度上救済は不合理なので、
新たな立法措置を構じるよう運動す
ればよい」などと言つていた。この
労働行政の反動の中で立法化など絶
対不可能であるという実態をまったく
無視した発言である。彼にとって
は、いわゆる『法制度の合理性』が
一番大事なのでしょう」と、地区労

の意味が分かつた。急斜面での作業
は腰を酷使するし、何よりも切り倒
した木材を運び出すワイヤーが切れ
て、その巻き添えに会つて命を失う
危険が伴う。山林労働がこうした事
故と背中合わせのものであることは、
実際に行ってみるまでは分からなか
つたことであった。

△△△

山林労働の抱える 厳しい現実

△△△

長いドライブの後、古座川に到着。
古座川山勞の宮野氏、坪野氏、杉本
氏らにお会いし、打合せを行つた。

その際、「山林労働者にとっては、

振動病は小さな問題なんだ」と言わ
れて、その意味を測りかねたが、翌
日の六日、実際に山に入つてみてそ
の意味が分かつた。急斜面での作業
は腰を酷使するし、何よりも切り倒
した木材を運び出すワイヤーが切れ
て、その巻き添えに会つて命を失う
危険が伴う。山林労働がこうした事
故と背中合わせのものであることは、
実際にやってみるまでは分からなか
つたことであった。

同日の夜は、振動病被災者の方三人を交えて、振動病という職業病がどんな病気であるのか直にお話を伺った。外から帰って風呂に入ると、それまで感覚のなかった指先に激痛が走る。それを我慢しないと、布団に入つて体が温まり出した時、痛みが襲つてくる。寝る前、よく眠れるよう酒を飲むが、夜中を回る頃必ず

痛みで目が覚める。それから一晩中、なんとか痛みを軽くしようと腕をさすり動かしたりして、眠りに就くのは朝方のこと。一言で「神経症状」というが、家族が寝静まっている頃毎晩のように痛みと闘う苦しさ、しんどさの一端を伺い知ることができた。振動病の問題だけでなく、壮年者でも年収三〇〇万円には及ばない

痛みで目が覚める。それから一晩中、なんとか痛みを軽くしようと腕をさすり動かしたりして、眠りに就くのは朝方のこと。一言で「神経症状」というが、家族が寝静まっている頃毎晩のように痛みと闘う苦しさ、しんどさの一端を伺い知ることができた。振動病の問題だけでなく、壮年者でも年収三〇〇万円には及ばない

山林労働者が抱える問題の大きい。翌七日は紀和病院を尋ね、入院治療を受けている古座川山山労の山崎委員長らの話を伺つた。

古座川では、坪野氏がわざわざ仕事を休んで案内して下さった。最後にお礼を申し上げたいと思う。

第三回地域安全（労災職業病）センター全国交流会

11・12～13 横浜に15セシターが集合し討論

十一月十二、十三日の両日、横浜で地域安全センターの全国交流会が開かれた。全国交流会は今回で三回

十二名が今後の地域センターのあり方について議論した。

開かれた。全国交流会は今回で三回目で、東京、東部、三多摩、神奈川、新潟、関西、泉州、京都、岡山、広島、高知、愛媛、大分、熊本の十五地域センターが参加。他にも、総評弁護団の古川弁護士、労住医連の天明議長、樺本事務局長など、総勢四

初日は、各団体から活動報告を行つたのち、現在焦眉の課題である労災補償制度の改悪についての議論を行つた。まず神奈川労災職業病センターからこの間の法改悪阻止の取り組みと情勢について報告が行われ、次いで古川弁護士から、明治初期か

ら現在にいたる労災補償制度の歴史を踏まえた現在の法改悪問題の位置付けについての報告が行われた。その後の討論の中で、休業補償1年半打切りが未組織労働者で神経症状の残る被災者などの場合すでに実質化されているといった実態の問題や、法律・医学専門家の取組の推進、労基研メンバーへの働きかけなどが話

し合われた。

その他十二日には、アスベスト、

腰痛、VDT、脳・心臓疾患の四項

目について全国各センターから集められた事例報告も行われた。これは、

前回の交流会で申し合わされたもので、各センターが事例を集約したうえで、それぞれ神奈川、大分、関西、

高知の各担当センターがまとめ、発表することとなっていたものである。

アスベストについては、九都府県

のアスベスト対策の状況が報告され

た。東京をはじめ、愛知、山口、熊

本などでもアスベスト対策の連絡会

が設置され、じょじょにではあるが、自治体でのアスベスト対策が始まりつつあることが確認された。

腰痛の認定事例は計二九例が報告された。VDT作業の健康障害事例は、計十例。VDT労働による頸肩腕障害が労災認定を受ける例はかなり増えてきているものの、眼精疲労等の健康障害が認定を受けるにはい

まだ到っていない実態がここにも現れている。

脳心臓疾患の認定事例では、業務上認定の困難な実態が改めて明らかになった。特に局医の判断が今回集まつた八例中全て業務との関連を否定している点は注目できるのではないか。

今回は、始めての取り組みでもあり、収集件数が少なかったが、今後もこの事例収集分析は各担当センターが継続していき、充実させていくことを申し合わせた。

連絡会機能の充実を決定

こととなつた。

労基法・労災保険法改悪阻止闘争

が中長期の運動へと移行する情勢に対応して、共同した取組みが今後一層求められる。次回の全国交流会は来年八月頃に関西で行う予定。

の当面のあり方としては、こうした各地での設立運動を応援しながら、より一層緊密な情報交換を図り、全般的な活動を強化してゆくことが確認された。

さらに、全国交流会の今後の進め方にに関する討論では、より緊密な連絡体制が必要であるとの認識に立て、地域センターの全国交流会に代表を置き、田尻宗昭（神奈川労災職業病センター代表）の就任を確認した。さらに事務局を置き、神奈川労働者安全センター（西野）と関西労

災職業病センター（小野）が当たることとなつた。

翌日、一三日は、今後の地域センターのあり方について議論がなされた。現在、福岡、愛媛、広島、岡山、福島、などでの地域センターの設立の動きがあり、各地からの報告が相次いだ。地域センター交流会の活動

一九八八年年末カンパへの御協力のお願い

各位におかれましては、年末一時金闘争などさまざまなお取り組みにお忙しいことと存じます。日頃から当関西労働者安全センターに対するご指導ご支援に心から感謝しております。

本年8月5日、労働省は労働基準法・労災保険法のまさに歴史的大改悪案を「中間報告」として発表しました。安全センターは、この法改悪を阻止すべく、労基法研究会のメンバーの追及など精力的に闘争を押し進めてまいりました。また、針灸訴訟支援、

VDT労働の安全衛生対策、さらに従来の問題に加えてアスベスト問題に本格的に着手するなど活動を展開してきました。

労働現場では、必要最低限の安全設備もないまま高い労働密度を強いられているのが実態です。その意味でも従来からの労災職業病の取り組み、労働者側からの安全衛生活動の強化、そして日常的な相談活動、地域活動をさらに充実させが必要です。また全国各地における安全センター設立の動きのか、関西労働者安全センターの組織整備・拡大とともに全国的な安全センター運動への積極的取り組み

も一層重要になってきております。

しかしながら、そうした運動の財政的基盤はといえば、まだ不安定な状態を脱するに至っておらず、皆様の資金援助を仰がねばならないのが実情です。

つきましては、毎年のことでまことに恐縮ですが、趣旨をご理解の上、年末カンパへの協力をお願い申し上げます。

- ◆郵便振替口座 大阪6-315742
- ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721



こんなときどうする

④

社内行事中の災害

社内慰安旅行中に事故にあった場合について考えてみます。

まず、この催しの世話役として自分の職務の一つとして参加する労働者の場合には、一般に業務とみなされることは言うまでもありません。

しかし、それ以外の、単なる参加者の場合には、業務とみなされない場合が多いようです。とはいっても、それはケースバイケースで、いろいろな要素、つまり主催者がだれか、費用負担は、目的、参加方法などを判断して決定することになります。

たとえば、次のような事例が業務上となっています。

会社主催の慰安旅行に参加し、釣船上で魚釣り中、他の船に衝突され

て転覆、行方不明となつた木材業労働者の死亡事故。会社主催の慰安旅行で、山道を歩いていたところ、足

を踏み外して河原に転落、全身打撲により死亡した和洋菓子製造パート

タイマーの事故。

これらが業務上とされた理由は、

(1) 慰安旅行が定期的なものであったこと、(2) 費用が全額事業主負担であったこと、(3) 特別な事情のあるものを見き全員参加することになつたこと、(4) 旅行当日は賃金が支払われていたことなどとともに業務性を認めることができたということです。

業務外になつた例では、会社の労組が主催する海岸のキャンプに参加し、水泳中岩場から飛び込んで頭を

ポイントは強制参加と

費用の会社全額負担

打つて負傷したケースで、費用はおむね労組の負担であったこと、参加はあくまで任意で会社からは業務命令が出ていなかつたことから業務外とされた例があります。

回の慰安旅行などの催しが行われることが常識になつてゐると言つてもよく、労働者の側から見れば、特に参加について明確な業務命令がなくても強い拘束感をもつて参加することが多いと言えるでしょう。そうした点を考えれば、あまりに厳密な業務性を求める判断は間違いと言わねばなりません。

得意先とのお付き合いも

業務命令なればダメ？！

また、職務の一環として、たとえ

ば営業部長からの指示で大口のお得

意先からの招待の宴会を行つた帰りの事故というような場合は、会社主義の祝儀を持参したことなどから業務上として認められることになります。

しかし、同じようなケースとして、取引先とのゴルフコンペの出席途上の災害では、あくまで懇親会の域をでないものとして業務外とされています。しかしこれも、親睦と仕事を兼ねたような付き合いを重視する企業社会の現実からすると、使用者からの命令がなければ業務上でないとするのにおかしな話しと言わね

ばなりません。

さらに、参加自体は業務上として

問題がない場合でも、事故の直接の原因となつた行為が常軌を逸している場合は業務起因性が否定されることがあります。たとえば、会社主催

の慰安旅行で温泉旅館の浴槽に水泳の飛び込みの姿勢で入り、コンクリートの腰掛けに頭部を激突した旅行幹事の事故は、通常予想される範囲内の行為とは認められないとして業務性は否定されています。

アスベスト対策をどうするか

アスベスト問題研究会・神奈川労災職業病センター編
日本評論社発行

A5判 一三〇頁 領価 八百円 送料 二百円 (冊数に関わらず)

グッバイ・アスベスト くらしの中の発ガソン物質

川村暁雄著 日本消費者連盟編集・発行 A5版 63頁 領価 四百円 送料 二百円 (冊数に関わらず)

関西労働者安全センターで取り扱います。郵便振替でお申し込み下さい。

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

11月号(通巻169号)昭和63年11月10日発行

(毎月一回10日発行)

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヶ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

古書 & レンタルコミック 時代屋



大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎ (06)465 5441 2階 此花労働者センター

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28